

# 短期大学評価基準（機関別認証評価） （案）（見え消し版）

平成17年 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

## はじめに

この短期大学評価基準は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が学校教育法第69条の3第2項の規定に基づいて実施する、国・公・私立短期大学に係る機関別認証評価（ ）に関するものです。短期大学評価基準は、11の基準と2つの選択的評価基準で構成されています。

短期大学評価基準は、短期大学の正規課程（ ）における教育活動を中心として短期大学の総合的な状況の評価するためのものです。11の基準には、機構が短期大学として満たすことが必要と考える内容が記載されており、評価は、この基準を満たしているかどうかの判断を中心として実施します。各基準を満たしているかどうかの判断は、原則として短期大学全体を単位として行いますが、基準によっては、準学士課程（ ）（別科を設置している場合には、準学士課程の中で評価します。）、専攻科課程（ ）ごとの分析、整理も踏まえた上で、基準を満たしているかどうかの判断を行う必要があるものもあります。短期大学全体として、全ての基準を満たしている場合に、当該短期大学が短期大学評価基準を満たしていると判断されることとなります。

基準は、その内容を枠内に明記し、基準を設定した意義・背景等を説明するものとして趣旨を設けています。

さらに、基準ごとに、その内容を踏まえ、教育活動等の状況を分析するための基本的な観点（ ）を設けています。各短期大学には、原則として、全ての基本的な観点到に係る状況を分析、整理することが求められます。また、短期大学の目的に照らして、独自の観点を各短期大学が設定して、その状況を分析することも可能です。基準を満たしているかどうかの判断は、基本的な観点及び短期大学が設定した観点を分析状況を総合した上で、基準ごとに行われることとなります。

上記の11の基準のほか、各短期大学の希望に基づいて評価を実施する、選択的評価基準を設けています。

選択的評価基準においては、11の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各短期大学が有する目的の達成状況等について、評価することとしています。

~~（なお、選択的評価基準のうち、「研究目的の達成状況」については、当機構における評価体制が整備された段階から、評価を実施することとします。）~~

## 目 次

はじめに	.....
基準 1 短期大学の目的	.....
基準 2 教育研究組織（実施体制）	.....
基準 3 教員及び教育支援者	.....
基準 4 学生の受入	.....
基準 5 教育内容及び方法	.....
準学士課程	
専攻科課程	
基準 6 教育の成果	.....
基準 7 学生支援等	.....
基準 8 施設・設備	.....
基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	.....
基準10 財務	.....
基準11 管理運営	.....

---

選択的評価基準について	.....
-------------	-------

<u>選択的評価基準 A 研究活動の状況</u>	.....
--------------------------	-------

選択的評価基準 B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	.....
----------------------------------	-------

用語の解説（本文中， ）印の付されている用語の説明）	.....
----------------------------	-------

## 基準 1 短期大学の目的

- 1 - 1 短期大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，短期大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1 - 2 目的が，短期大学の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。

### 趣旨

本評価においては，短期大学の個性や特色が十分に発揮できるよう，各短期大学に対して教育研究活動に関する「目的」の明示を求め，その内容を踏まえて評価を実施します。短期大学の目的とは，短期大学の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等を言います。

各短期大学は，それぞれが持つ設立の理念，歴史，環境条件等を踏まえた上で，その短期大学の機関としての目的を明確に定めていることが必要です。その内容は，学校教育法第69条の2に定められた「深く専門の学芸を教授研究し，職業又は實際生活に必要な能力を育成する」との短期大学一般が果たすべき目的から外れるものであってはならないことは当然です。また，目的は，教職員や学生等学内に広く周知されているとともに，社会に対して公表されている必要があります。

これらのことは，各短期大学の教育研究活動を実施・発展させるとともに，その成果を適切に評価するためにも不可欠です。

なお，各短期大学がその教育研究活動に関して，例えば，国際連携や地域社会への貢献等を目的として重視している場合，そのことを明示することで，短期大学の個性や特徴を評価に反映させることも可能です。

## 基本的な観点

- 1 - 1 - 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。
- 1 - 1 - 目的が、学校教育法第69条の2に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。
- 1 - 2 - 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。
- 1 - 2 - 目的が、社会に広く公表されているか。

## 基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2 - 1 短期大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学科，専攻科及びその他の組織並びに教養教育）の実施体制）が，短期大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2 - 2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され，機能していること。

### 趣旨

この基準は，各短期大学の教育研究に係る基本的な組織や，各種委員会等，その他の教育活動を展開する上で必要な実施体制の状況について評価するものです。

短期大学が，その目的を達成するために教育研究活動を有効に行えるよう，学科，専攻科，別科，各種センター等の基本的な教育研究組織及び教養教育の実施体制が，その短期大学の目的に基づいた活動を実施する上で有効かつ適切な形で設置あるいは整備されていることが必要です。また，短期大学全体，及びそれぞれの基本的な教育組織を有効に機能させ，教育を展開していくためには，教授会，教務委員会等の各種委員会といった組織や，その他の運営体制が適切に整備され，機能していることが必要です。

## 基本的な観点

- 2 - 1 - 学科の構成が，教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2 - 1 - 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され，機能しているか。
- 2 - 1 - 専攻科を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2 - 1 - 別科を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
- 2 - 1 - 全学的なセンター等を設置している場合には，その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。
  
- 2 - 2 - 教授会等（ ）が，教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。
- 2 - 2 - 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が，適切な構成となっているか。また，必要な回数の会議を開催し，実質的な検討が行われているか。

### 基準 3 教員及び教育支援者

---

- 3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3 - 3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3 - 4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

#### 趣旨

この基準では、基準 1 で定められた短期大学の目的を達成する上で、教員の配置が、適切であるかどうかを評価します。

短期大学の教育を実施する上で、個々の教員、及び教員組織の果たす役割が重要であるのは言うまでもありません。各短期大学には、短期大学設置基準（通信教育を行う課程を置いている場合には、短期大学通信教育設置基準を含む。）に定められた要件を具備しつつ、教育の目的を達成するために必要な教員組織編成の基本的な方針に基づいて、質、量の両面において、教育課程を展開するに十分な教員組織を有していることが求められます。また、その前提として、教員の資格や能力を適切に評価し、これを教員組織の編成に反映させる体制が機能していることが求められます。

このほか、各教員及び教員組織には、教育の目的を達成するための基礎として、必要な研究活動が行われ、その内容、成果を教育内容等に反映させることが求められます。

さらに、短期大学において編成された教育課程を展開する上では、教員のみならず、事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていることが必要です。

## 基本的な観点

- 3 - 1 - 教員組織編成のための基本的方針を有しており，それに基づいた教員組織編成がなされているか。
- 3 - 1 - 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。
- 3 - 1 - 各学科に必要な専任教員が確保されているか。
- 3 - 1 - 短期大学の目的に応じて，教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば，年齢及び性別構成のバランスへの配慮，外国人教員の確保，任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。
  
- 3 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ，適切に運用がなされているか。特に，教育上の指導能力の評価が行われているか。
- 3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され，機能しているか。
  
- 3 - 3 - 教育の目的を達成するための基礎として，教育内容等と~~関連~~相関性を有する研究活動が行われているか。
  
- 3 - 4 - 短期大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員，技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

## 基準 4 学生の受入

- 4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4 - 2 アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4 - 3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

### 趣旨

この基準では、各短期大学の学生の受入の状況について評価します。

短期大学の学生の受入の在り方は、高等学校教育や社会に大きな影響を与えるものであり、公正かつ妥当な方法、適切な体制によって行われることはもちろんですが、その上で、各短期大学の教育の目的にふさわしい資質を持った「求める学生」を適切に見い出す観点に立って実施されることが重要です。

このため、将来の学生及び社会に対して、どのような目的を持って教育活動を行い、また、その教育の目的に沿って、どのような学生を求めているのか、どのような方針で入学者選抜を行うのかなどを「アドミッション・ポリシー」として明確に定め、公表されることが必要です。

その上で、これらの方針に沿った入学者選抜方法が実施され、短期大学の「求める学生」が適切に見い出されていることが求められます。

なお、短期大学の教育体制は、学生数に応じて整備されているものであり、教育の効果を担保する観点から、各短期大学の実入学者数は、入学定員とできるだけ合致していることが求められます。

## 基本的な観点

- 4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されているか。
- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。
- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーにおいて、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。
- 4 - 2 - 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。
- 4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。
- 4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

## 基準5 教育内容及び方法

### (準学士課程)

- 5 - 1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準が適切であること。
- 5 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 3 成績評価や単位認定，卒業認定が適切であり，有効なものとなっていること。

### (専攻科課程)

- 5 - 4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準が適切であること。
- 5 - 5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていること。
- 5 - 6 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5 - 7 成績評価や単位認定，修了認定が適切であり，有効なものとなっていること。

## 趣旨

教育内容及び方法は，短期大学教育の質の保証を行う上で，根幹的な部分です。

各短期大学の教育内容及び方法は，短期大学設置基準に示された，一般的に短期大学に求められる内容を満たすものであると同時に，その短期大学の教育の目的を体現するものである必要があります。

教育課程については，教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準において適切であることが必要です。また，教育課程を展開するにふさわしい授業形態，学習指導法等が整備されていることが必要です。

さらに，学生が取得する単位や称号は，短期大学が意図した教育の目的の下で学生が獲得した知識・技術等に対して，認定・授与され，短期大学は組織として自らが認定・授与した単位，称号の通用性について保証することが求められています。各短期大学は，そのような観点から，成績評価や単位認定，卒業（修了）認定を適切に実施し，学修の成果を有効なものとするのが求められます。

本基準には，準学士課程及び専攻科課程で，その特性に応じて，それぞれ別の基準が定められています。通信教育を行う課程を置いている場合には，短期大学通信教育設置基準の内容を踏まえつつ，準学士課程の基準に準じて評価します。また，別科を設置している場合には，その課程については，準学士課程の基準に準じて評価します。

## 基本的な観点

### ( 準学士課程 )

- 5 - 1 - 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。
- 5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
- 5 - 1 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。
- 5 - 1 - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他短期大学との単位互換、インターンシップ）による単位認定、補充教育）の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。
- 5 - 1 - 単位の实质化）への配慮がなされているか。
- 5 - 1 - 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。
  
- 5 - 2 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業）、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）
- 5 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバス）が作成され、活用されているか。
- 5 - 2 - 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。
- 5 - 2 - 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。
  
- 5 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。
- 5 - 3 - 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。
- 5 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置（例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。）が講じられているか。

(専攻科課程)

- 5 - 4 - 学科の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。
- 5 - 4 - 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置(例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。)され、教育課程の体系性が確保されているか。
- 5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。
- 5 - 4 - 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果を反映したものとなっているか。
- 5 - 4 - 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成(例えば、他専攻の授業科目の履修、大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。)に配慮しているか。
  
- 5 - 5 - 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。)
- 5 - 5 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。
- 5 - 5 - 自主学習への配慮、多様な専門分野への配慮等がなされているか。
  
- 5 - 6 - 専攻科で修学するにふさわしい研究指導(例えば、複数教員による指導、研究テーマ決定に対する適切な指導等が考えられる。)が行われているか。
  
- 5 - 7 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。
- 5 - 7 - 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。
- 5 - 7 - 成績評価等の正確性を担保するための措置(例えば、学生からの成績評価に関する申立て等が考えられる。)が講じられているか。



## 基準 6 教育の成果

---

6 - 1 教育の目的において意図している，学生が身に付ける学力，資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして，教育の成果や効果が上がっていること。

### 趣旨

短期大学の教育の目的において，教育活動によって学生がどのような知識，技術，態度を身に付け，どのような人材となることを意図しているのかという点は，極めて重要です。短期大学の教育等に関する各種の取組が計画通りに行われ，実績を上げていることは重要ですが，最終的にはこれらの取組の成果は学生が享受すべきものであり，短期大学は学生が享受した，あるいは将来的に享受するであろう教育の成果を，適切な情報をもとに正確に把握しなければなりません。

## 基本的な観点

- 6 - 1 - 短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。
- 6 - 1 - 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
- 6 - 1 - 学生の授業評価結果等から見て、短期大学が編成した教育課程を通じて、短期大学の意図する教育の効果があつたと学生自身が判断しているか。
- 6 - 1 - 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。
- 6 - 1 - 卒業（修了）生や、就職先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

## 基準 7 学生支援等

- 7 - 1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7 - 2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7 - 3 学生の生活や就職，経済面での援助等に関する相談・助言，支援が適切に行われていること。

### 趣旨

学生は，短期大学で学習をする上で，また生活をする上で，様々な問題に直面します。学生は自らの努力のみで全ての問題を解決することは困難であり，短期大学としての適切な支援が必要です。

学生が抱える問題としては，授業の履修，学習に関する問題，生活，就職に関する問題，ハラスメント等が考えられ，これらの問題への相談・助言体制等の対応が要求されます。

その一方で，授業外での知識資源へのアクセスを含め，自己学習への施設・設備面での支援や，学習者コミュニティの形成支援，経済的就学困難に関する援助等が考えられ，これらもまた，学生支援として必要な要素です。

また，特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，社会人学生，障害を持つ学生等が考えられる。）に対して適切な支援を行っていくことも必要です。

これらの支援を効果的に行うためには，学生支援に関する明確な目的を設定し，質，量ともに適切な人員及び施設，設備を配置し，それらを組織的に機能させることが必要となります。学生の抱える問題や，学習のためのニーズは多種多様です。特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，社会人学生，障害を持つ学生等が考えられる。）のニーズの把握はもちろんのこと，一般の学生のニーズも多様化しているために，学生のニーズを把握する取組も必要です。

## 基本的な観点

- 7 - 1 - 授業科目や専門，専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。
- 7 - 1 - 進路・学習相談，助言（例えば，オフィスアワー）の設定等が考えられる。）が適切に行われているか。
- 7 - 1 - 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。
- 7 - 1 - 通信教育を行う課程を置いている場合には，そのための学習支援，教育相談が適切に行われているか。
- 7 - 1 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，社会人学生，障害を持つ学生等が考えられる。）への学習支援が適切に行われているか。
  
- 7 - 2 - 自主的学習環境（例えば，自習室，グループ討論室，情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され，効果的に利用されているか。
- 7 - 2 - 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動）が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。
  
- 7 - 3 - 学生の健康相談，生活相談，進路相談，各種ハラスメントの相談等のために，必要な相談・助言体制（例えば，保健センター，学生相談室，就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され，機能しているか。
- 7 - 3 - 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば，留学生，障害を持つ学生等が考えられる。）への生活支援等）が適切に行われているか。
- 7 - 3 - 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。
- 7 - 3 - 学生の経済面の援助（例えば，奨学金（給付，貸与），授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

## 基準 8 施設・設備

---

- 8 - 1 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され，有効に活用されていること。
- 8 - 2 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて，図書，学術雑誌，視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

### 趣旨

この基準では，各短期大学の目的に沿って編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現に必要とされる施設・設備が，学生，教員，職員等の関係者の利用のために十分に整備され，機能しているかどうかを評価します。

講義室，研究室，実験・実習室，演習室，情報処理学習のための施設，語学学習のための施設については，それらが講義等に使用される場合には，使用する学生数，教育内容，教育方法等を検討し，それが必要とされる能力（収容力，性能等）を有し，また有効に活用されていなければなりません。また，学生による学習のために必要な図書等の資料についても系統的に収集され，かつ実用に供していなければなりません。これらは同時に，短期大学の有する資産として，メンテナンスやセキュリティについても管理されていなければなりません。

## 基本的な観点

- 8 - 1 - 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。
- 8 - 1 - 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。
- 8 - 1 - 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。
- 8 - 2 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

## 基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9 - 1 教育の状況について点検・評価し，その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され，取組が行われており，機能していること。

9 - 2 教員及び教育支援者に対する研修等，その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

### 趣旨

教育等の目的を達成するためには，教育の質の向上や継続的改善が必要となります。そのためには，教育の状況について点検・評価し，その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備されており，実際に取組が行われ，機能していることが求められます。仮に現状のままで十分に教育の目的を達成することが予想される場合においても，外的環境の変化等への対応として，短期大学内外の関係者の意見を取り入れた評価を行うことが必要です。

また，この基準では，教材，学習指導法に係る研究開発が適切に行われているか，ファカルティ・ディベロップメント<sup>①</sup>が適切に行われているか，教育支援者に対する研修等，その資質の向上を図るための取組が適切に行われているかなど，基準 1 に定めた短期大学の目的に沿って，不断に教育活動の質の維持・向上を図る仕組みが適切に整備され，機能しているかを評価します。

## 基本的な観点

- 9 - 1 - 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。
- 9 - 1 - 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
- 9 - 1 - 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。
- 9 - 1 - 評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しや教員組織の構成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。
- 9 - 1 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。
  
- 9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。
- 9 - 2 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。
- 9 - 2 - 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

## 基準10 財務

---

- 10 - 1 短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10 - 2 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10 - 3 短期大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

### 趣旨

短期大学の活動は財務の裏付けがなければ成立しません。教育研究活動を組織として将来にわたって適切かつ安定的に遂行するためには、安定した財務基盤が必要になります。学生からの授業料収入に基盤を置く場合には、安定した入学者数の確保が必要になります。また、予期できない外的要因の変化に対する危機管理として、適当な自己資本（資金・資産）を保有することなどが必要になります。

また、短期大学は各種財源から収入を得て、それを管理し、短期大学の目的に応じて配分しますが、その際には、明確な計画、配分の方針等が設定され、履行されていなければなりません。また、財務諸表等、短期大学の財務状況が公表されるとともに、自己改善を目的とした評価とは別に、財務が適正であることを保証するための監査等が適正に実施されていることが必要となります。

## 基本的な観点

- 10 - 1 - 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。
- 10 - 1 - 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。
  
- 10 - 2 - 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。
- 10 - 2 - 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。
- 10 - 2 - 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。
  
- 10 - 3 - 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。
- 10 - 3 - 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

## 基準11 管理運営

- 11 - 1 短期大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され，機能していること。
- 11 - 2 管理運営に関する方針が明確に定められ，それらに基づく規定が整備され，各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11 - 3 短期大学の目的を達成するために，短期大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ，その結果が公表されていること。

### 趣旨

短期大学が教育等の目的の達成に向けて組織として機能するためには，管理運営組織が教育研究等の活動を支援，促進させるために有機的に機能しなければなりません。各構成員の責務と権限が明確に規定され，滞りなく効果的な運営がなされる必要があります。また，短期大学内外の関係者のニーズを把握した上で，組織として効果的な意思決定がなされる必要があります。

また，短期大学は，学校教育法等において，自ら点検及び評価を行うことが定められています。基準9「教育の質の向上及び改善のためのシステム」では，教育活動の改善システムを評価しますが，本基準においては，短期大学全体の活動及び活動の成果に関して自己点検・評価を行い，継続的に改善を行うための体制が整備され，適切に機能していること，そして自己点検・評価の結果が公表されていることを評価します。

## 基本的な観点

- 11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。
- 11 - 1 - 短期大学の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。
- 11 - 1 - 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。
- 11 - 1 - 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。
- 11 - 1 - 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。
  
- 11 - 2 - 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。
- 11 - 2 - 適切な意思決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。
  
- 11 - 3 - 短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価（現状・問題点の把握、改善点の指摘等）を適切に実施できる体制が整備され、機能しているか。
- 11 - 3 - 自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。
- 11 - 3 - 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）によって検証する体制が整備され、実施されているか。
- 11 - 3 - 評価結果が、フィードバックされ、短期大学の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、機能しているか。



## 選択的評価基準について

機構の実施する認証評価は、短期大学の正規課程における教育活動を中心として短期大学の総合的な状況を評価するものですが、短期大学にとって研究活動は、教育活動とともに主要な活動の一つであり、さらに短期大学は、社会の一員として、地域社会、産業界と連携・交流を図るなど、教育、研究の両面にわたって知的資産を社会に還元することが求められており、実際にそのような活動が広く行われています。

そこで、「評価結果を各短期大学にフィードバックすることにより、各短期大学の教育研究活動等の改善に役立てること」「短期大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと」という評価の目的に鑑み、各短期大学の個性の伸長に資するよう、11の基準とは異なる側面から短期大学の活動を評価するために、「研究活動の状況」と「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」と「研究目的の達成状況」の2つの選択的評価基準を設定しています。この選択的評価基準は、これらの基準に関わる活動等について、短期大学の目的に照らして短期大学自らが重要と判断する場合、短期大学の希望に基づいて評価を実施するものです。

なお、選択的評価基準においては、11の基準とは異なり、基準を満たしているかどうかの判断ではなく、その基準に関わる各短期大学が有する目的の達成状況等について、評価することとしています。

~~なお、研究目的の達成状況については、研究の目的を達成するため必要な体制が整備されているとともに、十分な研究成果、社会的効果が上げられていることについて評価を行うこととしていますが、機構における評価体制が整備されてから評価を実施する予定です。~~

以下2ページにわたって選択的評価基準A「研究活動の状況」を記述。



選択的評価基準B 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

B - 1 短期大学の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

## 趣旨

短期大学は、現代社会において、社会の各分野で活躍できる優れた人材の養成をはじめ、社会の高度化・複雑化に伴う職業能力向上のニーズ、国民のゆとりや価値の多様化に伴う幅広い年齢層における生涯学習ニーズの高まり、地域貢献への要請等に対応し、体系的かつ継続的な学習の場として、より社会に開かれた短期大学となることが求められてきています。各短期大学は、実際に、これらのニーズや短期大学の置かれた状況を踏まえ、その知的資産を社会に還元すべく、正規課程に在籍する学生以外に対しても様々な教育サービスを実施しています。

これらの教育サービスとしては、科目等履修生制度、聴講生制度、公開講座、資格関係の講座、各種の研修やセミナーの開設等の教育活動のほか、図書館開放のような学習機会の提供等が挙げられます。このほかにも各短期大学においては組織的に、講演会、シンポジウム、委員会等への参画等を通じて、地域への教育支援・協力等様々な地域貢献のための活動等が行われています。

短期大学によっては、このような教育サービスに関連する社会貢献、社会活動を社会に対する重要なサービスとして位置付けている場合もありますので、そのことが短期大学の目的に明示されていれば、本基準の評価対象とすることができます。

この選択的評価基準では、教育サービスに関わる目的の達成状況について、目的・計画の策定と周知、実際の活動内容や方法の適切性、教育サービスの成果、改善のためのシステム等を観点として評価を行います。

## 基本的な観点

- B - 1 - 短期大学の教育サービスの目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい、計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が周知されているか。
- B - 1 - 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。
- B - 1 - 活動の結果及び成果として、活動への参加者が十分に確保されているか。また、活動の実施担当者やサービス享受者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。
- B - 1 - 改善のためのシステムがあり、機能しているか。



## 用語の解説

(本文中、 )印の付されている用語の説明)

### 【機関別認証評価】( 頁)

学校教育法第69条の4の規定により、文部科学大臣の認証を受けた評価機関が実施する大学の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価。

### 【正規課程】( 頁)

本短期大学評価基準において定義している「準学士課程」、「専攻科課程」及び別科の課程を指す。(「準学士課程」及び「専攻科課程」の定義は、以下のとおり。)

### 【準学士課程】( 頁)

深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とし、卒業した者が「準学士」と称することができる課程。学科がこれに当たる。

(別科の課程については、準学士課程に準じて評価します。)

### 【専攻科課程】( 頁)

短期大学を卒業した者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とした課程。専攻科がこれに当たる。

### 【基本的な観点】( 頁)

基準ごとに、その内容に即して教育活動等の状況を分析するための観点。基準を満たしているかどうかを判断する重要な要素となるが、観点そのものについては、それを満たしているかどうかの判断は行わない。

### 【教養教育】( 3 頁)

学問のすそ野を広げ、様々な角度から物事を見ることができる能力や、自主的・総合的に考え的確に判断する能力を培い、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置付けることのできる人材を育てることを理念・目的とする教育。

### 【教授会等】( 4 頁)

教授会のほか、国立大学法人の教育研究協議会及び公立大学法人の教育研究審議機関を含む。

### 【アドミッション・ポリシー】( 7 頁)

受験生に求める能力、適性等についての考え方や入学者選抜の基本方針をまとめたもの。

### 【インターンシップ】(10頁)

学生が在学中に、企業等において自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

### 【補充教育】(10頁)

短期大学入学後、必要に応じて行う学生の履修歴に対応した補習教育。

### 【単位の実質化】(10頁)

授業時間外の学習時間の確保、組織的な履修指導、履修科目の登録の上限設定など、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような工夫。

### 【フィールド型授業】(10頁)

学生の学習効果を高めるための野外における調査など教室や実験室外における実践的な授業。

### 【シラバス】(10頁)

各授業科目の詳細な授業計画。一般に、短期大学の授業名、担当教員名、講義目的、各回ごとの授業内容、成績評価方法・基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるもの。また、学生が講義の履修を決める際の資料になるとともに、教員相互の授業内容の調整、学生による授業評価等にも使われる。

### 【オフィスアワー】(16頁)

授業内容等に関する学生の質問・相談等に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯（何曜日の何時から何時までなど）。その時間帯であれば、学生は基本的に予約なしで研究室を訪問することができる。

### 【課外活動】(16頁)

幅広い知識と豊かな人間性を涵養するために、授業以外に短期大学生生活全般を通じて学生が学ぶことのできるような活動。例えば、部活動、サークル活動、自治会活動や自主的な学生の研究会などがこれに当たる。

### 【生活支援等】(16頁)

学生が安心して勉学に専念でき、有意義なキャンパスライフを過ごせるように、学生の立場に立った、各種サポート体制。例えば、就職や生活相談窓口の開設、奨学金制度、災害補償制度などが考えられる。

### 【ファカルティ・ディベロップメント】(19頁)

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。FDと略して称されることもある。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。

### 【自己点検・評価】(20頁)

学校教育法第69条の3に規定される，短期大学自らが教育研究の理念・目的に照らして当該短期大学の教育研究等の状況について評価し，その結果を公表するとともに，その結果を踏まえて改善を行っていくもの。